

本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

地方公務員共済組合連合会

平成 21 年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成 24 年 9 月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：‰)

| 区 分 | 平成23年9月 ～平成24年8月 | 平成24年9月 ～平成25年8月 |
|-------------|---------------------|-----------------------|
| 給料に対する割合※ | 99.1375 | 101.3500 (+2.2125) |
| 期末手当等に対する割合 | 79.31 | 81.08 (+1.77) |

※ 給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。

なお、平成 25 年以降の長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位：‰)

| 区 分 | 平成25年9月～ |
|-------------|-----------------------|
| 給料に対する割合※ | 103.5625 (+2.2125) |
| 期末手当等に対する割合 | 82.85 (+1.77) |

※ 長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

※平成 21 年に行われた財政再計算に係る情報については、連合会のホームページに掲載しております。どうぞご覧ください。

<http://www.chikyoren.or.jp/>

共済組合定款に規定する 特定保険料率に相当する財源率について

| | |
|----------------------|---------|
| 定款上の短期財源率 (所要財源率) | 104.72‰ |
| 104.72‰のうち | |
| 前期高齢者納付金 | 21.35‰ |
| 後期高齢者支援金 | 17.95‰ |
| 病床転換支援金 | 0.00‰ |
| 老人保健・退職者給付拠出金 | 4.39‰ |
| 内 合 計 | 43.69‰ |

(定款上の短期財源率に占める割合 41.72‰)

奈良県市町村職員共済組合定款第 40 条第 2 項の規定に基づき、本組合の「平成 24 年度における特定保険料率に相当する財源率」を左表のとおりお知らせします。

これは、共済組合の支出する前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等の拠出金が、高齢者に対してどの程度の支援を行っているかについて組合員の理解を深めることを目的として、特定保険料率に相当する財源率を毎事業年度において周知することとされています。